

神奈川県立荏田高等学校売店運営事業者募集要項

令和6年10月18日

神奈川県立荏田高等学校
校長 宮島 和彦

1 業務名

神奈川県立荏田高等学校売店運営業務

2 業務の内容

別添「神奈川県立荏田高等学校売店運営業務仕様書」を基本とする。

ただし、神奈川県立荏田高等学校（以下「発注者」という。）と受注事業者との間で、提案内容の仕様書への反映等について協議を行い、細部を調整の上で仕様書を確定するものとする。

3 業務の場所

神奈川県立荏田高等学校（横浜市都筑区荏田南三丁目9番1号）

C棟1階、面積 25.92 m²

4 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間。

5 参加資格

- (1) 本業務を円滑に遂行できる経営状況であること。
- (2) 法人事業税又は個人事業税及び消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 学校の児童・生徒への食事提供業務の経験を有すること。
- (4) 過去3年間において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (5) 神奈川県内の指名停止期間中の業者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体との関係を有していないこと。

6 スケジュール

- (1) 質問受付・説明 令和6年10月18日(金)～令和6年10月25日(金)（8日間）
質問と説明の概要は、随時、神奈川県立荏田高等学校のホームページに掲載する。
- (2) 募集期間（書類受付期間） 令和6年11月1日(金)～令和6年11月8日(金)（8日間）
- (3) 面接（ヒアリング） 令和6年11月下旬（後日にご連絡します）
- (4) 審査会 令和6年11月下旬（後日にご連絡します）
- (5) 審査結果の通知 令和6年12月上旬（後日にご連絡します）

7 応募手続き

- (1) 提出書類の様式の入手

神奈川県立荏田高等学校のホームページからダウンロードすること。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和6年10月18日(金)～令和6年10月25日(金) (8日間)

イ 問合せ先

所属 神奈川県立荏田高等学校

担当者 牧野、松本

連絡先 eda-h@pref.kanagawa.lg.jp

※ なお、質問の送信後に、送信確認のため、必ず電話で質問を送信した旨を連絡してください(電話番号 045-941-3111 土・日を除く 8:30～17:00)。

※ メール受信後、5開庁日以内に回答します。

(3) 書類の受付

ア 提出書類

次の書類を提出し、参加資格を有すること、及び企画内容を明らかにすること。

なお、内容について確認することがあるので、その際は対応すること。

(ア) 要項様式1 「神奈川県立荏田高等学校売店運営業務企画提案参加意思申出書」

(イ) 要項様式2 「企画提案書」

(ウ) 要項様式3 「会社概要」

事業者独自で会社概要書を作成している場合には、要項様式4とともに提出する。

(エ) 添付資料 定款又はそれに準ずる書類(法人)、食品衛生法に基づく営業許可証の写し、法人事業税又は個人事業税及び消費税又は地方消費税に「未納(又は滞納)がないこと」を証明する書類、財務状況を示す書類、営業経歴、準備可能な設備の一覧表など

イ 提出部数 2部(正本1部、写し1部)

ウ 提出期間 令和6年11月1日(金)～令和6年11月8日(金) (8日間)

エ 提出方法 持参又は郵送(必着)(持参の場合は、土・日・祝日を除く 8:30～17:00)

オ 提出先 〒224-0007 横浜市都筑区荏田南三丁目9番1号
神奈川県立荏田高等学校 事務室 松本 宛

8 留意事項

(1) 売店の年間営業日数は200日程度とし、行事等を勘案して発注者と調整の上で営業日を設定するものとする。

(2) 売店の営業時間は、原則として、午前9時30分から午後4時までとし、常時2人以上の従業員で対応するものとする。ただし、行事等を勘案して発注者と調整の上で営業時間を変更する場合がある。

(3) 受注事業者は、売店について、「教育財産の管理等に関する規程」第14条の規定に基づき、毎年度、教育財産の目的外使用許可を受けるものとする。

(4) 受注事業者は、売店の設置・運営に必要な場所の使用料について、減免を申請できるものとする。

(5) 受注事業者は、売店の運営に係る電気料について、発注者と別途協定書を締結し、発注者が発行する納付書により、定められた期限までに支払うものとする。

9 選定方法

(1) 受注事業者の選定

指定した日において面接（ヒアリング）を行い、提出書類の確認等を行う。

提出書類に示された資格・体制や企画内容等について、業者選定委員会において（2）の項目・内容を審査し、総合得点の高い業者を受注事業者として選定する。

まず、資格・体制と企画内容（計90点）を審査する。

(2) 審査の項目・内容・配点

審査項目		審査内容	配点
資格 体制	安定性	経営状況、納税状況、財務状況、学校等での実績等	10
	信頼性	営業許可、行政処分・指名停止・契約違反の有無等	10
	営業日・時間	営業日数、営業時間、行事等への対応等	10
	運営体制	食品衛生責任者、従業員、バックアップ体制等	10
企画 内容	販売品目	販売品目、発注者指定品目への対応等	10
	販売価格	販売価格(定価・市場価格との比較)等	10
	運営方法	販売方法、発注者との協力体制、生徒ニーズの把握方法等	10
	緊急対応	トラブル・苦情対応体制、防犯体制等	10
	衛生管理	清掃、ゴミ回収・処分体制等	10

10 備考

- (1) 本件の応募に係る費用は参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、本件の業者選定以外の目的には使用しない。

以上